



# 長野県報

6月18日(月)  
平成19年  
(2007年)  
第1872号

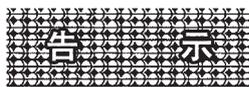
## 目次

### 告示

長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正(森林政策課) .....	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林整備課) .....	1
基本測量の実施(土木政策課) .....	2
公共測量の実施(土木政策課) .....	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) .....	2

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(3件)(NPO活動推進課) .....	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO活動推進課) .....	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) .....	4
家畜伝染病発生の届出(畜産課) .....	4
一般競争入札(森林整備課) .....	4
開発行為に関する工事の完了(2件)(建築管理課) .....	5
一般競争入札(2件)(特別支援教育課) .....	5
一般競争入札(教学指導課) .....	7
特定調達契約に係る一般競争入札(科学捜査研究所) .....	8



## 告示

### 長野県告示第330号

長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成13年長野県告示第139号)の一部を次のように改正します。

平成19年6月18日

長野県知事 村井 仁

第5第1項第2号中「事業税の納税証明書(長野県に納税義務のある場合に限る。)」を「県税の未納の額がないことについての証明書」に改める。

第10中「木曾郡にあっては木曾農林振興事務所とし、」を削る。

森林政策課

### 長野県告示第331号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成19年6月18日

長野県知事 村井 仁

#### 1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字峯4370のイ、4370のロ、4370のナの1、4370のナの2、字石ごや5013のチ、5018の1、字新倉山続5039の1、5039の3から5039の5まで、5039の8、5039の14、5039の15、5039のロ、5039のハ、5039のト、5039のチ、5039のリ、5039のヌ、5039のウ、5039のフ、5039のス、字押出し5122の1、5122の5、5122の6、5122の13、5122の14、5122の16、5122の17、5122の19から21まで、5122のヘ、5122のチ、5122のヌ、堂ノ浦5422のロ、5427

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林整備課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林整備課

#### 長野県告示第332号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成19年6月18日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

基本測量（火山基本図「浅間山」作成）

2 作業期間

平成19年6月14日から平成19年10月31日まで

土木政策課

#### 長野県告示第333号

飯山市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年6月18日

長野県知事 村井 仁

1 作業種類

公共測量（デジタル航空写真撮影）

撮影縮尺 地上解像度約15cm

2 作業期間

平成19年5月1日から平成19年10月31日まで

3 作業地域

飯山市全域

土木政策課

#### 長野県告示第334号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、町役場に備え置きます。

平成19年6月18日

長野県知事 村井 仁

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
奥志水2号 (追加)	昭和53年3月27日長野県告示第145号で指定した奥志水2号急傾斜地崩壊危険区域の標柱4号と5号を結んだ線、標柱4号と右に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線、標柱10号から17号までを順次結んだ線及び標柱17号と昭和53年3月27日長野県告示第145号で指定した奥志水2号急傾斜地崩壊危険区域の標柱5号を結んだ線に囲まれた区域	木曾郡 南木曾町	吾妻		4435番2 4319番3 4319番1 4324番1 4334番1 4389番 4437番	10号及び11号 12号 13号 14号 15号 16号 17号

砂防課